



都市環境

まちづくりの基本的方向

- 1 多摩川の自然を市民の生活に活かしていくことをめざします
- 2 市民に開かれた、親水性豊かな臨海部の再生・整備をめざします
- 3 富士見公園や身近な公園の充実をめざします
- 4 水と緑のネットワークを育みます
- 5 地区の特性を活かした心地よい調和の取れた街なみを育みます
- 6 環境調和型のまちをめざします

1 多摩川の自然を市民生活に活かしていくことをめざします

<現状・課題>

- ・川崎市、川崎区にとって、多摩川は母なる川です。二ヶ領用水は、かつての川崎区の農業を育むとともに、工業用水としても利用され京浜工業地帯を支えてきました。現在も、多摩川の河川敷は緑地として貴重な自然空間であるとともに、レクリエーションの空間でもあります。しかし、市街地から多摩川へのアクセスが十分でなく、多摩川の自然を市民の暮らしに活かしていく必要があります。

(1) 多摩川の河川環境の保全と活用

- ・多摩川は、「(仮称)多摩川軸」として、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷は、都市計画緑地に指定されており、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツ・レクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして、「多摩川プラン」を策定し、市民や河川管理者との協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努めます。
- ・河口部の干潟においては、貴重な生態系を保全し、また、大師橋上流部においては、親水性のあるスポーツ・レクリエーション空間の整備や桜並木など樹木の植栽、さらに、大師の渡し等の歴史資源を活かした景観整備、多摩川沿いの散策路の設定やサイクリングコースの改善を住民とともに検討します。

(2) 多摩川へのアクセスの改善

- ・川崎殿町・大師河原地域等の多摩川沿川の市街地整備においては、市民が気軽に多摩川へアクセスできるよう、大規模な土地利用転換の機会をとらえて、国による高規格堤防（スーパー堤防）整備事業や人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープ整備等）と連携し、まちづくりと一体となった歩行者空間の整備に努めます。
- ・沿川における大規模な土地利用の転換にあたっては、水辺空間を活かした公園・緑地の整備を促進します。

2 市民に開かれた、親水性豊かな臨海部の再生・整備をめざします

< 現状・課題 >

- ・川崎区は、川崎市で唯一海に面した区です。東京湾や運河などの自然空間、親水空間がありますが、港湾緑地を除いてそのほとんどは工場等の私有地で、市民がアクセスすることができません。
- ・かつては、のりの養殖や漁業が営まれ、潮干狩りなどのレクリエーション活動の場でしたが、埋立てが行われた後は、自然海浜は残されていません。
- ・臨海部の工場地帯や海と運河の水辺空間等の特徴を活かした景観整備や、事業所緑化による緑の空間整備も課題です。

（１）公園・緑地と親水空間の整備

- ・自然豊かな水辺環境・水辺景観を活かした、海とのふれあいを可能とする港湾緑地の整備を進めます。
- ・内奥運河・東京湾に沿って広がる水辺空間については、「親水空間のネットワーク」の形成をめざして、大規模な工場跡地の土地利用転換の機会をとらえて、親水空間や緑地の整備を誘導し、水際線の親水化と市民利用に向けた整備を促進します。
- ・東扇島地区の水際線は、東扇島西公園・東扇島東緑地などの港湾緑地を活用し、市民利用のための整備を進めます。特に、東扇島東緑地は、基幹的広域防災拠点として、災害時には、広域的な防災拠点の機能を持ちながら、平常時は、市内初の人工海浜として、市民が川崎の海にふれあえる親水性豊かな緑地として整備を進めます。
- ・公園・緑地の整備等にあたっては、地域の特性を活かし市民の参加により進めます。浮島町公園は、「市民健康の森（海風の森）」として、市民による「海」の魅力を感じられるような森づくりの活動を支援します。

（２）事業所緑化と臨海部の景観の向上

- ・工業地域等では、工場や事業所の緑化を誘導するとともに、色彩ガイドラインに基づく工場施設等の外観デザインの誘導や海と運河を活かした水辺の景観の誘導など、魅力ある産業景観づくりに努めます。
- ・浜川崎地区と塩浜地区は、「緑化推進重点地区」候補地区として、土地利用の動向を踏まえながら、その具体化を検討します。

3 富士見公園や身近な公園の充実をめざします

< 現状・課題 >

- ・川崎区には、農地はほとんど残されていません。緑被率は、平成6（1999）年の緑の現況調査によると、水域を含めると約21%、水域を含めないと約4%で、川崎市の平均を下回っています。
- ・公園・緑地として、総合公園の富士見公園、地区公園の大師公園等や街区公園が点在していますが、地域のニーズに応じた再整備が課題となっています。

（1）計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

（2）総合公園、地区公園、近隣公園の再整備

- ・総合公園である富士見公園は、富士見公園周辺のまちづくりと連携しながら、都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やスポーツ・レクリエーション活動の場を確保し、公園機能の再整備に努めます。
- ・地域の核となる地区公園・近隣公園は、市民の参加により、地域の特性を活かした市民に親しまれる公園として再整備に努めます。

（3）身近な街区公園や小広場の整備

- ・街区公園等の身近な公園の整備にあたっては、住民参加の取組により地域の特性を活かしながら、質的な充実に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元で組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

4 水と緑のネットワークを育みます

< 現状・課題 >

- ・公園・緑地が点在するとともに、土地区画整理事業が実施された地域では、街路樹等の整備が進んでいます。さらに潤いのある川崎区とするために、これら点の緑を結ぶネットワーク化が必要です。
- ・さらに、オープンスペースや施設の緑化を促進し、緑の量と質を向上させることも課題です。

- ・川崎駅周辺地区は、「緑化推進重点地区」として、四季折々の花見の場づくりや、緑化空間の創出、公共施設や街路樹・グリーンベルトの整備、旧東海道の文化的資産を活かした緑のまちづくりに市民、事業者と協働して取り組みます。

- ・大規模公園等の「緑の拠点」を核に、地域の自然、歴史文化資源等を結ぶ散策路の設定等、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、公園・緑地のネットワーク化に努めます。
- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・市街地内に潤いのある親水空間をつくるために、公園・緑地や学校施設等の再整備にあわせて、トンボ池などの生態系に配慮した水辺空間の整備に努めます。

5 地区の特性を活かした心地よい調和の取れた街なみを育みます

<現状・課題>

- ・川崎駅周辺の拠点地区では、駅前空間や沿道の景観整備が行われていますが、「広域拠点」としての魅力ある空間づくりが求められています。
- ・古くからの住宅地では、下町風情を活かした親しみのある心地よい街なみづくりが課題です。

- ・川崎駅周辺地区は、川崎市の玄関口として、「広域拠点」にふさわしい魅力ある都市景観づくりを促進します。
- ・旧東海道の沿道では、川崎宿の史跡を活かした歴史的な雰囲気を感じさせる沿道景観形成や、地域らしさを活かした街なみ景観の創出に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・大師地区では、歴史的な資産を活かした街なみ景観を形づくるために、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・住宅地においては、下町的な雰囲気や地域の歴史的・文化的資源を活かした街なみづくりや民有地の緑化等、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・身近な商業地においては、商業振興施策と連携して、住民の発意による主体的な、地域の特性を活かしたにぎわいのある景観づくりの活動を支援します。
- ・川崎区のものづくり産業の歴史や伝統を活かした産業遺産の保全・活用を立地企業の協力により進めます。

6 環境調和型のまちをめざします

< 現状・課題 >

- ・川崎区は、産業のまちであると同時に、公害問題を克服してきたまちです。市民や立地企業の取組により、地域の環境は改善されつつありますが、地球規模の環境問題の解決を図るために、環境技術を活用した国際貢献する地域としていくことが課題です。
- ・臨海部は、産業活動に伴う自動車交通が多く、大気汚染の防止が重要な課題となっています。
- ・工業地帯での環境改善の取組や東京湾における富栄養化、住宅地での騒音・振動が課題となっています。
- ・臨海部は、工場が集中しており、大量のエネルギーを消費しています。地球温暖化の原因となる二酸化炭素も産業部門からの排出量が約8割を占めているとともに、産業廃棄物の処理も課題となっています。

(1) 自動車公害対策の推進

- ・自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努めます。
- ・交通需要管理（TDM）手法を活用し、地域の特性に応じた交通量・交通流対策を関係機関との連携により実施し、自動車からの汚染物質の排出量を削減することにより、道路沿道の環境改善に努めます。

(2) 市民の快適な生活環境の創造

- ・産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、用途地域等の地域地区の指定にあたっては、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による環境影響への配慮に努めます。
- ・工場跡地等の大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、大気汚染や騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染等の公害を防止するため、環境に配慮した適切な土地利用や施設整備を誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

(3) 環境に優しい循環型のまちづくり

- ・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進めます。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進めます。
- ・地域への環境負荷をできるだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざして、ゼロ・エミッション工業団地の振興や地域企業の環境技術を活かした新たな産業の育成、企業間の連携による未利用エネルギーや廃棄物・副生成物の相互利用や地域内循環を図ることにより、環境調和型のまちづくりを促進します。

(4) 廃棄物処理施設の適正な立地による資源循環のまちづくり

- ・ 廃棄物処理施設は、処理区域の広がり、人口の分布、施設の特性等を勘案して、都市計画決定により設置することを原則とします。民間事業者による廃棄物処理施設の立地にあたっては、資源の再生利用による循環型社会の構築の観点や周辺市街地への環境影響を考慮し適切な指導を行います。
- ・ 市内から発生する一般廃棄物の焼却残灰などの最終処分場として、浮島廃棄物埋立護岸の整備を進めます。

(5) 安全で快適な都市環境の実現に向けた下水道施設の改善・整備

- ・ 安全で快適な都市環境を実現するために、浸水防止や水洗化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る雨水貯留管等の下水道施設の早期完成をめざします。
- ・ 下水道整備については、臨海部を除く市街化区域全域の整備を図り、雨水整備については、計画対象降雨 5 年確率（時間雨量 52mm）を 10 年確率（時間雨量 58mm）に引き上げることを目標に進めます。
- ・ 老朽下水管の再整備や水処理センター・ポンプ場の計画的な維持管理と更新を進めます。
- ・ 東京湾や多摩川・鶴見川の水質改善を図るために、合流式下水道の改善を進めるとともに、水処理センターにおける高度処理施設の導入を進めます。